

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	東松山市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結し、適切な管理に努めている。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施対象者把握 ②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録及び管理をし、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第67条の2 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する法令上の根拠) ・番号法第19条第16号(VRSを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(VRS上のデータ管理委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供根拠) ・番号法第19条8号 別表第二 115の2の項 (特定個人情報の照会根拠) ・番号法第19条8号 別表第二 115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 Fax : 0493-24-6123 e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 健康推進課 〒355-0016 住所: 埼玉県東松山市材木町2-36 電話: 0493-24-3921 Fax: 0493-22-7435 e-mail: KENKOSUISHINKA@city.higashimatsuyama.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月24日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追記)	②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録及び管理をし、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、ワクチン接種記録システムの構築完了後に速やかに運用を開始する必要があったため、事後提出となった。なお、この取扱いについては、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の適用対象であるものと解釈している。
令和3年5月24日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、ワクチン接種記録システムの構築完了後に速やかに運用を開始する必要があったため、事後提出となった。なお、この取扱いについては、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の適用対象であるものと解釈している。
令和3年5月24日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追記)	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する法令上の根拠) ・番号法第19条第15号(VRSを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(VRS上のデータ管理委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、ワクチン接種記録システムの構築完了後に速やかに運用を開始する必要があったため、事後提出となった。なお、この取扱いについては、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の適用対象であるものと解釈している。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月4日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追記)	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、ワクチン接種記録システムの構築完了後に速やかに運用を開始する必要があったため、事後提出となった。なお、この取扱いについては、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の適用対象であるものと解釈している。
令和3年9月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する法令上の根拠) ・番号法第19条第15号(VRSを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(VRS上のデータ管理委託先への提供)	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する法令上の根拠) ・番号法第19条第16号(VRSを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(VRS上のデータ管理委託先への提供)	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	I-4② 法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年12月17日	II-1. いつ時点の計数か	令和3年1月4日 時点	令和3年12月8日 時点	事前	
令和3年12月17日	II-1. いつ時点の計数か	令和3年1月4日 時点	令和3年12月8日 時点	事前	